

建設環境委員長報告

令和元年11月定例会（12月17日）

建設環境委員長報告をいたします。

今定例会において建設環境委員会に付託されました議案のうち、既に12月6日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和元年度島根県一般会計補正予算（第3号）」など予算案6件、「島根県手数料条例の一部を改正する条例」など条例案4件、「公の施設の指定管理者の指定について」など一般事件案8件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第138号議案、第139号議案、第145号議案及び第146号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の一般事件案4件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった4件の議案については、公の施設の指定管理を民間企業に委託することは、公共性、継続性、安定性、専門性の担保及びそこで働く人の処遇が改善されるかという点において疑義が生じるとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

「島根県立都市公園条例の一部を改正する条例」では、委員から、浜山公園野球場を改修することにより、どの程度の規模の大会開催が可能になるのかとの質問があり、執行部からは、開催可能な大会の規模は変わらないが、例えば、高校野球であれば、大会主催者が仮設で設置していた選手用のトイレが整備されるなど、運営が円滑に行えるようになるとの回答がありました。委員からは、利便性が高まった施設が十分に活用されるよう、関係部局と連携してPRをしてほしいとの要望がありました。

次に、「公の施設の指定管理者の指定について」では、委員から、指定管理料が十分でない指定管理団体の職員の処遇も改善されず、住民サービスの利便性も後退する。指定管理者が公の施設にふさわしい職員の身分、賃金、労働条件を担保してい

るか、引き続き注視してほしいとの意見がありました。また、公益財団法人に管理等を委託している島根県立男女共同参画センターや島根県立武道館など5つの県立体育施設については、公募をやめてもよい時期に来ているのではないかと。非公募にすることで施設の管理等が安定的、専門的となり、職員の給与等が改善され、公の施設としての住民サービスの質の担保につながるのではないかととの意見がありました。

最後に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

企業局の役割について、委員から、企業局が収益をあげて県財政に多大な貢献をしていることはこれからも重要である。また、企業局が有する資源やノウハウを活かし、地域振興に貢献していくことも大事であるとの意見がありました。執行部からは、企業局が有する4事業の資源を活用し、将来を担う子どもたちへのふるさと教育や人材育成を行い、定住対策などにもしっかりと寄与していきたい。企業経営という観点を踏まえたうえで、どれだけ地域振興に寄与できるかが企業局の存在意義を高めることでもあると考えているとの回答がありました。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。